

## 第2回資格審査特別委員会会議録

- 1 開会日時 平成27年10月19日（月）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成27年10月19日（月）午前10時54分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席議員
  - 1 番 佐々木雄司君
  - 4 番 保田 守君
  - 5 番 丸山 明君
  - 6 番 治徳 義明君
  - 7 番 原田 素代君
  - 1 3 番 岡崎 達義君
  - 1 7 番 金谷 文則君
- 5 欠席議員
  - 1 4 番 下山 哲司君
- 6 事務局職員出席者
  - 議会事務局長 富山 義昭君
  - 主 査 青木 智彦君
- 7 審査又は調査事件について
  - 1) 北川勝義議員の資格決定について
  - 2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（丸山 明君） ただいまから北川勝義議員の資格決定についての第2回資格審査特別委員会を開会いたします。

今連絡があったんですが、急遽副委員長である下山委員が所用のために欠席されます。

それでは、委員会のこれから審査に入ります。

まず初めに、委員会の進め方についてを議題とし、これから協議を行います。

今後の委員会の進め方についてまず協議をしたいと思います。何に焦点を当てて審査していくのか、そのあたりの議論を進めたいと思います。

それから、お手元に配付しております資料の中に流れという案を入れております。この資格審査特別委員会の流れ案をごらんください。

そちらに書いております3点。

要求議員、被要求議員に出席を求めるか。

今後の審査資料として、執行部に要求するものがあるか。

3点目、執行部の出席を求めるか。

そういったことで、進めてまいりたいと思います。

まず、今後の進め方について、何を焦点に当てて審査していくのか、そのあたりから皆様方の議論をいただきたいというふうに思います。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（佐々木雄司君） おはようございます。

私のほうからは、要するに資格決定に該当するであろう、その内容について検討するべきだというふうに考えております。

といいますのが、この92条の2、本文を読ませていただきますと普通公共団体の議会の議員は当該普通地方公共団体に対し、請負する者というような形で、云々続いていきますけども。

今回、農協さんと第三セクターであります是里ワインのことについては、これは是里ワインは普通公共団体ではありません。第三セクターであります。農協さんというのも、民間のものでもありますが、この第三セクターのほうに株式を保有して利害関係となっている者、この利害関係というような者が請負関係と同質、同体であるのか、同意であるのか、こここのところの解釈というものを出していかなければ、議論が進んでいかないと思います。

今ここに用意していただいております、これ総務省がお持ちになられている逐条解説と同じものであると思うんですが、この2枚目のところに、右から3行目、中段のところ、すなわち本来の意味での請負のみならず、広く業務として行われる経済的ないし営利的な取引契約を全て含むと解するのが最も妥当であるというふうに総務省は法律の中の運用でおっしゃられてるわけですね。ということになった場合に、この利害関係というようなものが、この要するに、す

なわち解するのが最も妥当なのであるのかどうなのかというところを、ひもといていく必要が私はあると思いますので、そこら辺にスポットをぜひ当てていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（丸山 明君） そのほかの委員さんからも、どのあたりを焦点にというふうな点で御意見がありましたら御発言をいただきたいと思いますが。

はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 委員長のほうから、何に焦点を当てたらいいのかというようなお話ですけれども、審査そのものが92条の2で上がってきとるわけですから、92の2で、これオンリーでやるべきだと、こういうふうに考えます。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） しかしながら、今治徳委員のほうから92条の2でというお話であったわけでありまして、92条の2に関連する、ぶら下がってくる法律とか等々というものもありますので、少し範囲を拡大して、92条の2を原則として考えていくんですけども、127条との、要するに議会がこれを決するというようなところとの兼ね合いであるとか、そこら辺のところも範囲に入れて検討していく必要があるんだろうと思っております。

○委員長（丸山 明君） 御意見がありましたら。

岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 先日、8日、9日、東京行って、勉強会してきました。研修に行ってきた、政治倫理条例と兼業禁止というもんに関して、廣瀬和彦先生の講演を聞きました。そのときに、私質問して、農協の理事はどうなんだということを質問したんです。そうすると、農協法30条の5のただし書きの中に、理事としては兼業は禁止されてると。ほいで、この場合、理事として報酬をもらってるんだったら報酬を返還すれば議員としての身分はなくなる。非常勤の場合は、経営管理委員としてあれば、可能だと。兼業も可能だということで、北川議員の場合、農協に関しては非常勤として勤めていられるのでこれは兼業は可能だという話だったんです。

農協法30条の5のただし書きとか、それから、それはいいとして、次のライスセンター、それから是里ワインのことに、先ほども治徳委員が言われた92条の2に関して、市とライスセンターがどういう関係にあるのか、それから北川議員がライスセンターの中でどういう地位を占めているのか、それから是里ワインに関しても、市とどういう関係にあるのかっていうのを詳しく調べていかないと、議員の身分ということに関しては重大な問題ですから、きっちり結論を出していきたいなと思います。

ですから、それに関してできる限りの資料を集めていただきたいなと思います。

それと、ライスセンター、現在は北川議員は役員になっていないというようなことを言われてましたんで、その前の資料、前年ですか、前年、前々年、それから。

○委員長（丸山 明君） 9月までの。

○副議長（岡崎達義君） それから、現在の資料ですね。そういうもんもとっていただきたいなどというふうに思います。

以上です。

○委員長（丸山 明君） ありがとうございます。

いろいろ皆さんまだあると思うんですけど、要するに証拠書類として出されたものの範囲で一応3点、主なものがあつたと思うんです。JAの総代会の資料とそれから是里ワインのこと、それからもう一点がライスセンターのことというようなことが、添付資料についてたと思いますんで、基本的にはそのぐらいの範囲の中で我々の審議という流れかなというふうに思っているんですが、ほかに意見がございましたら。ぜひ、今後の議論の中で進め方が、ほかの方ございましたら、御発言をお願いします。

はい、保田委員。

○委員（保田 守君） ライスセンターの今までの方が、随分なお金を備蓄しとられたということ、はっきりした金額が私わからんで、2,000万円とも二千何百万円とも聞いております。その辺もあわせて、今どうなつとんか。それどうなんか、そこまで入っているのかどうかわからんですけど。それも、北川議員がそれにどういふふうに関与されとるのかなとかというように具体的にわかればと思って。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員、どうぞ。

○委員（佐々木雄司君） せんだって、お金の流れの議論というのは至るところで出ておまして、そのたんびに私もほうなるほどなということで、それも調べるべきなのかなと思いつつも、果たして92条の2の資格審査をするというものの中に、そのお金の流れというようなものが、細かいものを、我々が知るといふようなことが必要があるのかなというふうに思ったり、私はしている一人なんです。というのが、そのお金をどの程度動かされるのかという責任ですよ。どういう立場でそのお金にかかわっていたのかというところの関与、関与性を調べるというところでは、そのお金を何月何日にこだけ動かしてますよねと、北川さんの決裁でお金が動いてますよねと、ということはそれは経営に深く携わっているという証拠になりますのでというような形で、その側面を固めるようなものとしてはいいのだとは思いますが、預かっているお金を幾ら使ったのか使っていないのかというのはライスセンターの中でお話しされることであつて、我々としては資格審査特別委員会としては、そのライスセンターの中でお金を幾ら使ったからけしかるとかけしからんとかというようにところというのは、ちょっとまた様子が違うのかなというふうに思ったりします、私自身は、はい。

○委員長（丸山 明君） ありがとうございます。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 幾つかの課題があるということは、もう既に皆さん共通認識なんです

けど、例えば何人かの方がおっしゃったように法的解釈が求められる場合が当然この中であって、その際の弁護士との交渉については、今のところこの委員会としては弁護士との契約はしてないわけですが、やっぱり何らかの第三者の弁護士を一応、資格審査特別委員会として契約が必要であれば、契約という形できちんと進めたほうがいいのではないかと思います。それはどういうふうに理解したらいいでしょうね。

○委員長（丸山 明君） どうなんでしょうね。ちょっと皆さんにこういうことも考えてほしいと思ってる。

はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 僕も原田委員さんが言われるように、公正に、弁護士さん等が必要なんではないかと思うんですけども、予算的にはどういうふうになっとるか、ちょっとよくわからないので。

○委員（原田素代君） そうそう、その辺を。

○委員（治徳義明君） 百条の場合は、80万円を予算を計上しますみたいな話でしたけども。その辺どんな感じなんでしょうかね。

○委員長（丸山 明君） なるほど。そういったことも、今後聞きながら進めていきたいと思えます。私もぜひそういう法的な、この委員会っていうのはどっちかという法令に非常に深く関与している委員会なんで、そういった点について、ほかの方も、ちょっともしあればおっしゃっていただきたいんですが。

はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 百条委員会もそうなんですが、この資格審査の委員会にかかわらせていただくように、私も総務省のほうと大分やりとりをいたしまして、レクチャーをいただきました。その中で、総務省さんがおっしゃられるのは、127条をとにかくおっしゃいます。127条に何が書いてあるのかとついきましたら、議会在これを決するんだということなんです。

ここに我々が、どうであるのかということを決するんですが、その際に法的根拠というようなものが、我々の決する中で必要でアドバイスを求めなければいけないということであれば、当然ながら専門家の方に、法律顧問的な役割でアドバイスをいただくというようなものは私も必要かなというふうに思ったりいたします。

○委員長（丸山 明君） ありがとうございます。

ぜひこの点は私も事務局と確認しながらいきたいと思うんですけど。ちょっとこういうところで聞いてもいいのかな。

暫時休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時18分 再開

○委員長（丸山 明君） 再開します。

皆さんにお諮りします。次回の委員会までに弁護士の相談体制、費用も含めて調べていただいて、議長を通じて御返事をいただいて皆さん方に御報告したいと思いますので、それによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（丸山 明君） じゃあ、法的な問題についてはそのようなことで進めたいと思います。そのほかに。

はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） ですから、最初に治徳委員が言われたように92条の2に沿って請負っていうものがどこまで含まれるのか、そういうことをまず調べた上で。現在ここに証拠として出されている第三セクター、企業とか、それから農協とか、いろいろありますよね。

○委員長（丸山 明君） ライスセンターと、3点ございます。

○副議長（岡崎達義君） こういう事業所がどういう形で、市にかかわっているのか。そういうことをきちっと調べた上で、そのかかわっているその事業所に対して、北川議員がどういう関与をしていっているのか、そこをきちっと調べていけばおのずと結論は見えてくるんじゃないかと思います。ですから、まず92条の2をきっちり理解した上で、関係を持った事業所をこの市役所でする限りの、行政府から出せる限りの資料を出していただくということにしたいらどうですか。それで、どうしてもわからないとがあれば、弁護士さんに相談して、法的な解決をいただくということにして、順次進めていけばいいんじゃないかなと思います。

○議長（金谷文則君） 委員長、要望をちょっと。

○委員長（丸山 明君） はい、議長、どうぞ。

○議長（金谷文則君） 済いません。皆さん、御苦労さまです。

きょう、初日なので出させていただきます。議長としましては、今回皆さんに御審議いただくことについて、まず議会の中で諮られたことについて、皆さんで協議されて、ある程度こういうものが疑義があるとか、こういう問題があるということを一巡は簡単にまとめられて、それで今は当然法的解釈がないといかげんなことはできないんで、弁護士さんに聞かれるとか、そういうふうなことでやられたほうが、議会としてこの資格審査ということで皆さん議決されたわけですから、議会の皆さんの、議員さんの中でのやっぱり議論をまとめられて、やっていただいたら、そのほうが最終的には結論が導きやすいんじゃないかなと思いますので。先ほど話に出ておりました、皆さんで決められたことについて、弁護士さんとか、それから費用だとか、そういうことについて要請がありましたら議会事務局と相談して、調べた後に、皆さんの方へ報告させていただくということでやらせてもらえればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（丸山 明君） ありがとうございます。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 今の議長の要求がよくわからないんですけど。要するに、資格審査委員会を要求した時点で、要求の根拠というのは説明してますよね。

○議長（金谷文則君） 済いません、委員長。

今原田さんが言われたことについて、もう少し言いますと、皆さんで一遍問題を出されて、提案された方があそこへ何人かおられたんですけど、これだけそろわれた中でこういうことが例えば問題があるとか、例えば問題ではないと思うとかという意見があるかもしれません。こういうことについて、こういうふうに思いますと。それから、こういうことを調べてくださいというのを一遍、一遍はきちっとまとめた中で、それで弁護士なり何なりに相談をしてもらわないと、ずっと弁護士をつけて、最初から相談をしながらいくというような、当然経費の問題も出てきますし、ここの委員会を尊重したいなというふうに思いますので、そう意味合いで私は話をさせていただいたんです。

○副議長（岡崎達義君） よろしい。

○委員長（丸山 明君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 議長の言われるのは、要するに何らかの結論をここでまとめて、まとめた上で、不明な点は弁護士に相談したらどうですかっていうことなんですね。

○議長（金谷文則君） ある程度は。

○副議長（岡崎達義君） ある程度、ある程度まとめて、まとめた上でね。

○委員長（丸山 明君） そのあたりね、整理しときたいと思うんで。

○委員（治徳義明君） はい、済いません。

○委員長（丸山 明君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 弁護士いいますが、やっぱり92の2、短い文でまとめてましてね、私どもでは曖昧な語句なんかも、主たるとか、そういったわからないようなこともありますし、現実的には恐らく法律というのはどんどん解釈が最先端で変わってきてるんだろうと思うんで、その辺も含めて本当にこの資格審査というのは非常に重要な、当事者にとりましたら重要なことですので、しっかり、公正にやっていかなければいけないんで、やっぱりある程度弁護士のアドバイスを受けるような体制をつくっていただいたらありがたいなと思いますけど。

○委員長（丸山 明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 加えてなんですが、弁護士さんは法的、書かれている条文についての解釈をおやりになられるのがお仕事だと思うんですが、実は我々地方自治体というのは地方自治法に基づいて総務省の運用のもとで維持継続されています。総務省が、国のガバナンスの中で赤磐市というところに分権を与えて、維持継続しているものの運用の根拠となっているのは逐条解説という、お手元に届いていると思うんですが、これに基づいて運用しております。この弁護士の解釈に従うほうが好ましいのか、もしくはこの分権を与えていただいている

国のほうの所管する省庁、法律の所管もとですね、この運用というような、この逐条解説に従うほうがいいのか、そこのところから、そこのところの課題というようなものも私はあるように思います。なので、弁護士さんのほうに言われるがまま、こうですよ、ああですよではなくて、逐条解説のほうと照らし合わせながら、我々が、127条、議会在議決するというところから、決していけばいけないかなというふうに、私自身思ったりします。

○委員長（丸山 明君） はい、ほかに。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） そうしますと、きょうのこの別紙の配付していただいている資料の第2回の部分の、最初委員長のほうから焦点について絞りたいという話でしたけど、具体的には3回以降、きょうということにはならないと思うので、次回以降、議長が御提案のあった、何が問題であるのかということを一応ここで話し合いをして、そこをつまびらかにしたもので進めていこうと。要するに今から入らないで、個別の問題に。

一度ここでの見解を出してほしいと、そういうふうに理解したらいいんですか。

○委員長（丸山 明君） はい、議長。

○議長（金谷文則君） 私がしゃべるとあれなんですけど、この中で皆さんそれぞれおられるわけで、それでいろんな、今回この委員会が立ち上がってるんで、やっぱり議会としてどういうふうに考えると、委員会としてどういうふうに考え、どういうことが問題だったってことは出して、それから例えば総務省に聞かれることもあるかもしれんし、弁護士に聞かれることがあるかもしれんし。その中で、当然総務省に聞きながらとか、県のほうに聞きながらとかとは思いますが、ある程度それぞれの方で意見を出されたものをまとめて、それから例えば、弁護士に頼むってということについては、費用も当然出てくるわけだし、自分たちが、弁護士の、弁護士と言っても、いろんな弁護士がおられますから、Aさんという弁護士とBさんという弁護士の言うとは違う可能性だってあるわけで、その前に自分たちがこう思うということを経済委員会である程度決めた中で、それぞれ相談をしていただいたほうが、間違いのないかなというふうに思って言わせていただいた次第です。

以上でございます。

○委員長（丸山 明君） ちょっとまとめてみたいと思うんですけど、皆さんの御意見を一通りはいただいたと思います。

私も、議長の御意見もわかるんですけども、私どもとしては非常に、この3項目、主な項目についての資料について、私もちょっと見てみたんですけども、非常に解釈によってどう考えたらいいんだろうということが多岐にわたっております。そういう意味で、これ治徳さんも言われたんも、皆さんの言われたのも、ちょっとそのあたりで疑問に思うようなことを、相談できるかどうかというようなことも我々自身の認識を深めるために必要じゃないかというふうな



意味で皆さん言われたように思うんですね。

ここで、一つまとめてしまうというところは、いきなりはなかなか難しいと思いますので、そういうふうなことでいかがでしょうか。

今回の、それまでに私ども自身、きょうの資料も含めて認識を深めていただくというようなことで。事務局は事務局でそこら辺を調べていただきたいと思うんですが。

○委員長（丸山 明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 私は議長のおっしゃられる意味というのがよくわかるなあというふうに今ストンと落ちてるんですけど。主体性を持って我々がやっていきたいと思いますということなんだろうと思うんです。それで、我々が余り法律的にたけてないなりに法律書を読みながら、判例とか、そういったようなものが、特別委員会ですから、我々が調べながらいって一つの、中間のある節目、節目でいいと思うんですけども、そういったときに今こういう感じになるんだけど、先生どう思いますかというような形での弁護士さんのかかわり方っていうのはあるんだと思うんです。最終的に我々が結論を出そうとしたときに、先生、あの何かこの法律的にどっか問題になりそうなどありますか、アドバイスくださいねということで、スポットで使うというようなことはあると思うんですけども。議事というか、この資格審査の進行にあわせて常に相談しながら、顧問みたいな形で相談をしながら、法律に基づいて、解釈に基づいて結論を出していこう出していこうというものというのは色合いが違うのかなというふうに、私もちょっと何か今感じ始めまして、議長がおっしゃられる部分というのを、もっと主体性を持って、委員会なんですからやってくださいねというようなことであれば、ああなるほどなど思うような部分というのものもあるかなと思ったり。今私自身はしております、はい。私見ですけど、はい。

○委員長（丸山 明君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） いいと思います、議論することは。これは全員の皆さんがそれぞれ違った切り口や違った認識があるでしょうから、まず。突然集まったわけですから。

だから、ただその議論をするのに、効率的に議論をする意味で、誰かがやっぱたたき台を、例えばその3つについてあるのですから、それぞれ僕が書きたいという方にたたき台を出していただいて、それをもって議論を深めて、この今回の3件の、3件というか2つというか、このことについて一応この審査会としてはこういう認識で、この辺の幾つかの不明瞭な点、もしくは解釈が異なる点について、これから審査をしましょうと。そういう議論になるのが望ましいなあと思いますが、委員長どうでしょうか。

○委員長（丸山 明君） 今の件。次回までに各人、それなりにね、自分なりのたたき台を持って臨むようにしたらどうかというふうなことだと思んですが、いかがでしょうか。

自分が、今の資料を読み込んで、それぞれの個々人の方の考えを持って、次の委員会に臨んでいただいというふうなことですね。

○委員（原田素代君） あの、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 一応下山さんのほうはライスセンターのほう、かなり詳しく系統的に見てらっしゃるし、今回佐々木さんのほうは、このたびこういった兼職の問題についてずっと総務省とも連絡をとったりされているので、とりあえずお二人がこんなふうな時系列で経緯がありますよみたいなものをメインで出していただくと、私たちはつまみ食いで、これはおかしい、さっき保田さんがおっしゃったように、自分が気になってるここはおかしいなっていう程度のもはあるけれど、木の幹の部分は、それぞれ抱えてらしたお二人から出していただけるといいなと思うんですけど、どうでしょうか。

皆さんがそれぞれにいても、なかなか。議論になるたたき台としては、そういう、とりあえずお二人がきちっと準備していただけるようにしていただくのがいいのかなと思うのですが。

○委員長（丸山 明君） ごもつともだと思うんですが。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） はい、私は異存はありません。

つくってくださいということであれば、喜んでお受けいたしますので、たたき台として皆さんで御検討をいただければ、材料としていいかなあと思ったりしております。異存はありません。どうぞ。

○委員長（丸山 明君） 僕が委員長としてちょっと臨みたいのは、各自7名、私も含めているわけなんですけど、簡単にこの資料を読んでいただいただけで92条の2についてきっちり読み込み、そして公営企業とかというふうなものを読み込んだときに、みんな議員ですから、自分の意見を持てると思うんですよ。ですから、そういう意味で次回に自分だったらこう思うというふうなことは、皆言えると思うんで、そこら辺を希望したいというふうになんてちょっと言うておきたいと思うんですけどね。

ほかにこの件に関して。

○委員（保田 守君） いいですか。

○委員長（丸山 明君） はい、保田委員。

○委員（保田 守君） 私、法律的なことはようわからん部分が多いんですけど。私は庶民的に皆さんと相談、私、委員以外の人間ともいろいろ接触あります。そんな中で、法律に全く詳しくない大多数の人が多くいわけで、そっち側の意見でいろいろものを調べて言わせてもらおうと、皆さんの今の進め方には異論はないです。ただ、法律じゃ納得できなくても、えかろうか悪りかろうかという話はええはっきりした話なんで、それだきやずつと言わせてもらいます。

○委員（治徳義明君） 済いません。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（治徳義明君） 92の2の法律に対する審査なんで、世間でこう言うところから、ああ言うところから、そういう話はもうなしにさせていただかないと、ちょっと審査を道を誤ると思います。

○委員長（丸山 明君） というのが治徳委員の、はい。

○委員（保田 守君） 頭の中で照り合わせて発言します。

○委員長（丸山 明君） 大筋そういうふうな感じで、次回以降やっていきたいと思うんですが。この中で個別でちょっと申し上げてる、今後進め方として、被要求議員に、1点目、出席を求めるか。次にちょっと議論を聞きたいんですが。被要求議員、当然これは北川議員ということになるわけですが、出席を求めるか。

それから、2点目に今後の審査資料として、今の時点です、執行部に要求するものが、次回委員会に向けてあるかというふうなこと。あるとすれば、どういったものというふうな御意見が今の時点でいただけたら。

3点目に、執行部の実際に、執行部のほうの執行役の出席を求めるといような点について、御意見をいただけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（岡崎達義君） よろしい。

○委員長（丸山 明君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 要求議員、被要求議員の出席は必要ないと思います。書類上の審査をしていけば十分だと思います。

審査資料として、執行部に要求するものというのは先ほども言いましたように、3者の事業所ですよ。事業所が市とどういうふうにかかわっているかという、事実関係。それから、北川議員がその中でどういう位置を占めているかと。過去から現在までの地位、それがわかるようなもの。そういうものをきちっと出していただければいいと思います。

それから、執行部の出席も、今のところ必要ないんじゃないかなと思います。どうしても必要があるときは、庁内ですから、事前にちょっと言えばきていただけるんで。それで十分じゃないかと思います。

あくまで、書類上で、しかも法的にきちっと審査していけば、それでもう結論は出てくるだろうと思います。

○委員長（丸山 明君） この点に関して、ほかの委員さんの御意見ありますか。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） おおむね同じなんですが、これから要求議員、被要求議員に出席を求めるかということに関しては、原理原則としてはおっしゃられるとおりでいいと思います。

ただ、そのお話を掘っていく中で、何が出てくるやらわかりませんから、将来においてお越

しいただく可能性はどっかであるのかもしれないなど。それは、進めていく過程の中で、適宜応じて判断していきましょうというのが、この3つの考え方じゃないかなと思ったりしました。

私のほうからは以上です。

○委員長（丸山 明君） その点に関して、ほかの方、よろしいですか。

それで、具体的な何の資料を求めていくかというのは私のほうで、一度、事務局のほうと相談して、出していただけるものを具体的に、こちらもちよっと勉強してますんで。

そういうことで、私のほうで一応まとめたものがございますので、皆さんにもお諮りした上で、事務局のほうに要求したいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（丸山 明君） 暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時41分 再開

○委員長（丸山 明君） 議論を再開します。

今の執行部に要求する資料の件なんですけども、次回にそういったものを皆さん方にお示しをしたいと思いますので、実際には3回目以降の議論にさせていただくということで、資料の提出の件はそのように要求をさせていただきます。

そういうことでよろしゅうございますね、それじゃあ、はい。

それから、じゃあ先ほどの議論については、そのほかの方がもしありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（丸山 明君） よろしいですか、はい。

はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） たたき台はどうするんですか。つくるんですか。つくっていかないと。

○委員（原田素代君） お任せするということですね。

○委員（佐々木雄司君） でよかったんですかね。たたき台を僕が92条の2に関する部分というようなものをつくってあげればいいんですね。

○委員長（丸山 明君） うん、そうですね。

○委員（佐々木雄司君） はい、わかりました。つくってまいります。

○委員長（丸山 明君） それから、下山さんにもそういうお話をしておきますので。

それから、各委員も、やっぱり自分の、きょう十分読み込んでいただいて、疑問点をまとめといていただけたらというふうに思いますので。

○委員（治徳義明君） 濟いません。さっき岡崎副議長が言われた中に、農協の理事に、私もちょっと申しわけないんですけど、理事という役職がどういうふうな立場の方で、どういうふ

うな何かわからないんで、その資料もあれなんですかね、できれば次回以降で説明をお聞きしたいんですけど。農協の理事という立場がどういうふうな立場なのかわからないんで。

○委員長（丸山 明君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 勉強会に行ったときに言われた、その理事っていう立場を、私は農協の場合の理事っていう立場がどういうものか、どういう職種になるのか、そこはちょっと認識できてないんですけど、とりあえず農協法30条の5のただし書き。そこらあたりをしっかりと読んでいただければ、常勤の理事と非常勤の理事の差が出てくる。農協法30条の5。ただし書き。

理事の場合は、兼業禁止になると。常勤の理事ですね。非常勤の理事の場合は、これは兼業禁止にはならない。で、兼業禁止の場合でも、今までの理事としていただいた報酬を全額返還すれば議員としての身分はなくならないですよっていうのを、この間勉強会で言われたんです。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 次回まとめる内容に入ってしまうので、私が今知り得ている状況の範囲でお話をさせていただいておきますけども、農協法のほうは農協さんの問題なんで、農協の理事になれるかなれないのかというのは農協さんの判断の話であって、要するにうちの赤磐市が出資している、赤磐市と団体である第三セクター、名称は違いますけどね。赤磐市と団体のものです。この団体のものに、利害関係、株式保有という利害関係を持つ企業の中に役員、執行役員、あるいは経営にかかわる人間が入っていることを禁ずるとというのが、この92条の2の関係なんです。だから、一番最初にお読みいただいた資料の中にも、議会の中で趣旨説明していた議会の中にもあったと思うんです。農協の役員に就任すること自体は何の問題もない。農協さんが赤磐市の第三セクターに株を保有するということも何ら問題ない。ただ、この農協さんの中に赤磐市の議員が入った時点で、3者が線でばんばんばんとつながる、これが92条の2に抵触するんじゃないのかというところの審査なんだと思うんです。

だから、そういうことをだと思えます。だから、農協さんの役員になることは何ら問題じゃない。農協さんが赤磐市の第三セクターのその株を保有して利害関係者になることも問題ないし、請負関係を持つことも全く問題ない。でも、そのところに赤磐市の議員が入り込んだ時点で資格審査が発生するんだという、法的な構成要件なんです。

これが、今私が知り得ている状況で、あともうその内容というのを皆さんでどのように共有をしてどういった答えを導き出していくのかというのが今後の課題なのかなというふうに、私自体は思ってるんですけども。

○委員長（丸山 明君） ありがとうございます。

次回以降、そういった点をたたき台に議論を進めたいと思います。

今後の進め方については、これで一応議論のほうを終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（丸山 明君） それでは、次に、2のその他ということで進めたいと思いますが。

ちょっとこれはもう、私のほうで御案内なんですけど、きょう添付してる資料についてちょっと説明させてください。

これから、どういったことを我々自身が仕事として焦点当てて考えていくかということの参考になると思い、今回つけさせていただきました。お手元の資料をごらんください。

まず、議員の兼業の禁止ということで、第92条の2の条文と解釈を載せております。それからあと、ポイントが127条。この92条の2の条文については、実際に失職及び資格決定をするのはこの議会なんだよというのが、127条に、私どもの市議会ではこれは3分の2以上の議決をもって決定するというふうなことがございますので、そのあたりの解釈をつけております。

それから、関係ある自治法の条文で、244条っていう、10章の公の施設というのがあります。これも詳しく解釈もつけておりますので、ぜひ皆さん、しっかりと熟読していただきたいと思います。244条の2に、指定管理というふうな問題が出てまいります。これについても、今回、大いに関係いたしますので、ぜひ十分、条文をお読みいただきたいというふうな意味をつけております。

それから、あと最後にこの赤磐市の指定管理における条例、これが2件ついておりますので。それから、今回最後のページにライスセンターの指定管理についての、実際に指定された一番最近の27年4月1日からという指定の期間の議決したときのコピーをつけております。

そういうことで、一応関連したものは、このようにつけておりますので。こういったものをもって、次回に臨んでいただきたいというふうに思います。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、その他で、それじゃ、はい。

○委員（佐々木雄司君） このライスセンターの資料請求を1件お願いしたいんですが。

事務局、よろしいでしょうか。同時に聞いておいてください。

市のほうから、僕はこの赤磐市吉井ライスセンターというようなものが、存在がわからないんです。法人はないんでしょう。任意団体なのか、何かわからないんですよ。わからないので、この赤磐市吉井ライスセンターというものが、何であるのかというところが、まず確認しなければいけないと思うんです。相手は何なのかちゅうことなんです。その中で、多分この指定管理。地方自治法に、規定によって指定管理者を指定するというので、市のほうが決定しているわけですから、ということになったら、指定管理のその審査をして、指定管理者としてふさわしいかどうかの審査しているものがあると思うんです。審査基準というんでしょうか。それが、多分、この吉井、法人でも任意団体でも何もないので、この吉井ライスセンター

というものは何ですかっていったときに、公の証明になると思うんです。市のほうが決定している内容というのは。

○委員長（丸山 明君） 指定をしてる議決っていうのが根拠になってるようなんですけども。

○委員（佐々木雄司君） 議決が根拠ね、うん。

○委員長（丸山 明君） そのあたりも、ぜひ議論をしていきたいと思います。

○委員（佐々木雄司君） 議決が根拠な、うん。議決は根拠なんだけど、その前に、議決のもとになる、そもそも、資格のないような人に指定管理としてお願いをしてる可能性もあるものですから。

○委員長（丸山 明君） あの、今。

○委員（佐々木雄司君） 何かあるんですか、資料が。

○委員長（丸山 明君） いや。今の件ね。十分、今そういった意味で、この資料をお渡ししましたんで、条例とかでね。その、指定管理とはなんぞやとかというふうに書いてある部分もあるんですよ。自治法の中にも。ですから、今の分で収れんできるのかなと。お考えいただけるのかなというふうに思ってるんですが。お渡ししている資料を、それぞれの方に読み込んでいただくことで。

○委員（佐々木雄司君） とりあえずちょっと見てみましょうか。

○委員長（丸山 明君） はい。

その他御意見がありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（丸山 明君） よろしいですね。はい、わかりました。

その他の項目、最後に次回の委員会の開催について決めておきたいというふうに思います。

今事前に相談をしてるんですが、11月16日だったら日にちがとれるというふうなことでございまして、月曜日なんですけど。なかなか日程が12月に向けて混んでまいりますんで、できましたらこのあたりで皆さん、御予定ができるようでしたら。はい、11月16日です。そのあたりで、皆さんいかがでしょうか。

○委員（原田素代君） 10時ですか。

○委員長（丸山 明君） はい、10時からということで、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（丸山 明君） じゃあ、その他についてはもうないようでございますので、以上をもちましてきょうの資格審査特別委員会を終わります。

皆さん大変御苦労さまでした。

午前10時54分 閉会